

及び民間伝承に眼を注がなくてはならぬ。……ただ遺憾な事には、自分はこうした資料や伝承を誤りなく使用する適格者ではない。だからここには、さうしたものの妥当な駆使がこの問題の解明に大きな役を演ずるだろうという提言をなすだけにとどめて置く」（古代の主要食料としての稲米、第四巻、五五〇頁）とのべているのは、この事である。

然し、そうは言うものの、実を言えば、この「日本神話の研究」の立場は世界の学問の趨帰であり、運命であるとも言える。博士が、最後まで神話学の中にのみ住む必要はないのである。（第一巻 序 説篇 A5判 本文五一五頁 外に著者索引 一般事項索引付 定価一二〇〇円、第二巻 個分的研究篇上 A5判 本文六三四頁 外に著者索引 一般事項索引付 定価一三〇〇円、第三巻 個分的研究篇下 A5判 本文八〇四頁 外に著者索引 一般事項索引付 定価一五〇〇円、第四巻 総合研究篇 A5判 本文八八八頁 外に著者索引 一般事項索引付 定価一六〇〇円 東京 培風館発行）

北山茂夫著

日本古代政治史の研究

直木孝次郎

一

民衆の歴史を明らかにせよ、ということとは、戦後の歴史学界の大きな潮流の一つであつた。社会経済史学や考古学、民俗学が異常といつてよいほどの隆盛をみた原因の一つは、ここにある。支配階級を中心とした政治史や文化史に対する反省として、それは戦後における当然かつ正当の現象といつてよい。しかしいうまでもなく、民衆に支配階級の権力に対応するものとして存在する。政治を動かし、政治に動かされるものとしてつかまなければ、民衆の歴史は生命を持たないであろう。民衆を忘れた歴史学が真の歴史ではありえないように、権力との対応関係を捨象した社会経済史や社会構成史は、歴史学の必要な一部門ではあつても、完成した歴史とはいえないと思う。

このようなことは、理論として述べるのはやさしいが、一つの時代について研究を実際にまとめることは、実に困難である。日本古代史についていうと、戦前に滝川政次郎氏の『法制史上より見たる日本農民の生活、律令時代』や、沢田吾一氏の『奈良朝時代民生経済

「数的研究」などの名著があるが、政治の動きから切りはなされた民衆の研究である。戦後は、藤間生大、石母田正、あるいは竹内理三、井上光貞ら諸氏によつて、古代史の研究は著しい進歩をとげたが、民衆生活と権力構造の対応関係の究明、換言すれば、社会経済史と政治史の総合という課題は、平安時代に対する石母田氏の研究を除くならば、まだほとんど答えられていないといつてよい。そうした日本古代史の欠陥を埋め、われわれの渴望をみたすものとして現われたのが、北山茂夫氏の近著『日本古代政治史の研究』である。

「民衆と政治」という課題は、おそらくは氏の最大の研究対象であつたであらう。本書の「あとがき」にもあるように、氏が学窓を出た翌年の昭和十年に発表された論文「奈良時代の農民問題」には、「政治史的分析の試図」というサブ・タイトルがつけられており、終戦後、再び氏が研究の第一線に復帰された直後の昭和二三年にまとめられた著書が、『奈良朝の政治と民衆』という標題であることは、何よりも雄弁に氏の研究生活のありかたを示している。政治の苛酷な圧力のもとにしたげられながら、黙々と働らく民衆の一人一人の力は弱いけれど、より集つてやがては強大な権力の基盤を、根柢において掘りくずしてゆく、氏はこのテーマを、根柢づよく綿密に、うまずたゆまず追及しつづけて今日に至つたといつてもよいのではあるまいか。

ファシズムの密雲にとざされた暗い谷間をふくめて二五年、研究の針路を守りとおした氏の毅然たる操守に、私は深い敬意を払うのであるが、氏が節を貫きえたのは、政治における民衆を研究テーマに選んだことと、無関係とは思われない。つまり、息ずまるような

時代の重圧が氏にこのテーマを選ばせ、そして専制権力に対して抵抗をやめない古代の農民の生き方が、戦時中の氏を支えたのではなからうか。私の想像の当否は何れにせよ、氏は目新しいテーマをつぎつぎにみつめてきて、器用に研究をまとめてゆくあの学問屋や、社会の動きとは全く無関係に、個々の事実の考証だけに満足している研究の技術者ではなく、研究課題を生活の現実からみだし、研究の進歩が生活の充実となる真の研究者のタイプに属するのである。

やや私の好みに偏した理想型に、北山氏をはじめこみすぎたかもしれない。しかし、自分の著書について、「よくもあしくも、著者がおのれの個性に執しての成果にほかならない」（著者「あとがき」）といいきりうる人が、歴史学界に何人あるだらうか。ひかえめな表現であるが、これ以外に自分の学問はありえない、という深い自信がなければ、こうはいえない。私はこの言葉の中に、生活と学問とが一体となつた学者の剛毅なすがたを、感じるのである。

二

本書の内容を示すと、「序説」および「大化改新」「壬申の乱」「持統天皇論」「七四〇年の藤原広嗣の叛乱」「天平末葉における橘奈良麻呂の変」「藤原惠美押勝の乱」「道鏡をめぐる諸問題」「藤原種継事件の前後」の九章よりなる。「序説」が「七、八世紀の内乱の歴史的特質」という副題をもつことからわかるように、また各章の表題の示すように、本書の主たる対象は、政治史のなかでも、とくにその深部に内在する諸矛盾の集中的表現といわれる内乱の研究にある。近年、歴史上における内乱の重要性が再認識され、その

研究を通じて日本史の理解が深められた点が少なくないが、本書所収の論文の中には、昭和二六年に発表された「壬申の乱」をはじめとして、学界のそうした動向の先頭をきり、内乱研究の機運を促進せしめた力篇が少なくない。史学史的にも本書はながく記憶されるべきであろう。

ところで、内乱にはふたつの形態がある、と氏は主張される。

「その直接的結果において既存の政治力そのものの根本的な変革を意味する場合」と、そこまでの変革ではないが「現前の権力機構に何らかの更新または修正、あるいは解体を導く場合」とである（三頁）。この二つにわけると、七、八世紀の内乱は、氏のいわれるように、例外なくすべて後者の形態に相当している。そこから、この時期の内乱・政変を、支配階級内部の対立から解釈しようとする立場——例えば、藤間生大氏や竹内理三氏のように、律令官僚的・藤原的勢力と、古代家族的・大伴的勢力との対立として理解する——が生れてくる。そのような対立の存在は、たしかに政治史の一面の真実ではあるが、北山氏は、それは政治史的には二次的であるとして、これを重視する学説と自己の立場とを明確に峻別する。

氏に従えば、古代の政治史を決定する基本的対立は、「天皇をはじめ官人貴族豪族らの諸階級・同時に国家権力にたらなるそれらと、その権力の直接的掌握のなかで、抑圧・収奪を蒙る一般的な生産者としての公民・品部・雑戸の間に」（六六頁）横たわっており、両者の対立は具体的には、被支配階級の生産と徭役の矛盾——すなわち「耕作者の側からの徭役の軽減ないし廃棄を求める闘争」（六七頁）としてあらわれる。徭役に対する農民の抵抗こそが、古代の政治を

動かす根本の力である、少なくとも古代政治史はその観点から解明されねばならない、これが本書四九四頁を費して、氏が熱心に執拗に、くりかえし追及しつづけた中心テーマであり、前節で私の指摘した「政治と民衆」という課題に対する氏の解答であつた。

きわめて限られた史料しかえられない古代において、このテーマを裏証することは甚だ困難である。氏の試みが、すべての点において学界を承服せしめたとはいえないが、壬申の乱や奈良麻呂の乱において、律令制の重圧による農民の疲弊が重大な関係をもつことは、氏の研究以後、何人も無視できなくなつたし、また律令國家の動搖が、その完成後でもない慶雲・和銅期に早くもはじまるとする大胆な提言は、今日ではほとんど定説となつたといつてよいであろう。しかしそうした個々の研究成果よりも、時代の歴史は、その時代の基本的な階級対立より理解されるべきであるという正しい方法論を確立したことが、本書が達成した最大の成果ではなからうか。

だが、さきにもふれたように、古代のすべての政変・内乱を階級対立や徭役と生産の矛盾から説明しきめることは至難のわざで、強行しようとするれば、無理なこじつけに終ることも少なくない。北山氏がそうした公式論に陥つていないことも注意しておきたい。氏は支配階級を第一階級（中央貴族）と第二階級（地方豪族）とに区別し、被支配階級である第三階級（公民）の動きは、「第二階級の内部に反映し、そこでひとたびは曲折し、第一階級の諸党派にある程度の影響をあたえる、といつたジグザグのあらわれ方」（一二頁）をとるとして、実際の歴史の動きの上では地方豪族の役割を重くみ、「数次の内乱におけるかれら（第三階級）の位層は、第二階級のう

「ごきに從屬していた」(一五頁)とまで評価しておられる。地方豪族についてかねがね関心を持つている私には、大いに同感させられる議論である。この観点を導入することによつて、古代政治史の理解は更に深められるであろう。ただし、本書の中では最も早くかつた「壬申の乱」などには、まだこの考え方はみえておらず、他の論文でも十分に展開されていないようである。七年におよぶ本書の執筆の過程で、次第に固まつてきた見解であろう。早い機会に、具体的な研究をきかせて頂きたいものである。

三

本書の特色として、社会経済史と政治史の綜合ということを書べたが、叙述の様式からいうと、一般にいう社会経済史的方法とは甚だ異なっている。つまり、いくつもの表や史料をならべて論証をつみあげ、結論を帰納するというやりかたではなく、若干の史料をならべても、それは必要な最小限にとどめ、むしろ直観的にズバリと事を中心にはいつてゆくというスタイルである。文学的方法といつてもよいかもしれない。事実、万葉集その他の文学作品に関する氏の造詣は甚だ深く、文学的史料によつて歴史上の人物の心情をえぐり出し、それらをおして事件や時代の真相に迫つてゆく手法は、氏の独擅場といつてよい。二、三の例をあげるならば、大津皇子の没落の過程をおして、古代専制政治の冷酷さを浮きぼりにしたり(一五〇頁)、桓武天皇の心情を天智・天武兩天皇に對比して、世襲王権の下降期と上昇期の相違を描破したり(四六一頁)、称徳天皇と道鏡との関係から、古代王権の性格をあばき出した(三九四、四

一四頁)したところがそれで、古代史の理解が一段と深められたといつてよいであろう。それは単に政治や経済の分野に終始するのではなく、文化史の新しい方法を示唆する場合が少なくない。

勿論氏は、勘にたよつて発言しているのではない。対象とする時代の史料や史実に関する綿密な調査の上に立つての主張であるからこそ、真実に近づきうるのである。しかし同時に、氏が既成觀念にとられない洞察力・想像力の自由さに富んでいることも事実である。詩人の稟質をもつことが、歴史家として常に有益であるかどうかは問題であるが、氏は現にそれを持つているだけでなく、実証主義に拘泥する一般多数の歴史家からみれば、かなり大胆にその天分を駆使しておられる。道鏡問題に関して、多くの歴史家が戦後の自由な空気の中にあつても、皇位を望んだのは道鏡自身で、称徳天皇は皇位を守るために苦惱したという伝統的解釈のワクを出ることができなかつた時、氏は、称徳自身が皇位を道鏡に与えようと欲した、という画期的な新見を打ち出された。おそらくこれが実相であつて、こう解することにより、奈良末期の混乱した政界の事情がときほぐされてくると思うが、氏のような自由な史眼ではじめて達しうる見解であろう。

このように、新しい仮説の提出が学問の進歩に何よりも必要な前提であり、実証史学は多くの限界をもつことは、私も十分に承知しているつもりである。しかし、やはり、やや実証史学を軽視する傾きがあるかにも見えるところが、北山史学の問題点となるのではあるまいか。例えば、天平十五年以来、藤原仲麻呂が政界の中心にあつたとするのは、『万葉の世紀』以来の氏の手論であるが、これには

川崎庸之・井上薫両氏らの異説があり、最近には横田健一氏の批判がある（『南都仏教』二六）。平城造都も、氏のように「内部にきざした顔勢をくいとめ、必死に体制を維持しよう」というところから、大納言藤原不比等らの提唱で企てられたもの」（三三四頁）と断定するのはどうであろうか。しかしこうした問題は史料の關係から、いくら論議しても、決定的な結論はえられない。結局、見解の相違というほかはないだろう。

だが、氏の方法に対する私の不満の一つは、氏が徭役をはじめとする律令國家の収奪のきびしさを最大の問題としておられるのに、何故律令制度に関する近年のすぐれた実証的研究を、ほとんど利用しないのか、という点である。管見の限りでも、戸籍・班田に関する虎尾俊哉・亀田隆之・田中卓、徭役に関する弥永貞三・青木和夫、平野邦雄、出挙に関する藺田香融・村尾次郎、などの諸氏の研究は、大化から奈良時代にかけての農民生活について、新しい知見をもたらしている。にも拘らず北山氏の研究には、これらの成果を参照したあとがほとんどみえない。「王申の乱」を論ずるにあたって、農民の負担を養老令の条文にもとづいて説明しているところ（六四頁以下）などは、修正を必要とするのではあるまいか。これら実証的な新研究を採り入れることによつて、氏の説は一層説得力をもち、論理性を高めることができるであらう。

四

以上、本書の特色および成果のうちから、特に重要と思われる点書について私見をのべたが、なお一、二の点について補足を加え、著

者の教示を請いたいと思う。

その第一は、天皇制と律令制との關係についてである。この兩者は、日本の歴史の上では必ずしも対立する概念ではない。天皇の権力は律令制の組織によつて維持され、律令制は天皇の權威によつて強化されるといふ複雑な關係にあり、その關係を説明することが日本古代政治史の重要な課題であると思うが、本書ではそれについての説明が十分ではないようである。「すべての権力の根源は、ひとり天皇から発し、族長は、官人として、そのかぎりにおいて、それ、官人組織にくみいれられて、権力に連なり、そうした体系において、天皇は、唯一最高の権力者として、公民―公地の基本關係を一身に体现していた」（六二頁）という表現からすれば、天皇の権力は絶対であり、律令制はその具体化の手段にすぎないように見える。つまり、天皇制と律令制の關係は、本質と現象の關係に似ている。しかしそれならば、「すでにはやくも（天武朝に）、王権の安定を脅かす諸勢力が、律令体制に果喰いつつ、抬頭しはじめていた」（一四一頁）という状態がおこるのか。

むしろ王権は、最初から絶対ではなく、中央の諸豪族が勢力を強化するために、その中で相対的に最も有力であつた天皇氏を中心として形成した國家支配の体制が、律令制ではなかつたのか。律令制は、天皇制に直接的に対立するものでもなく、隸屬するものでもなく、一方では天皇権力を抑制し、他方ではそれを安定せしめるという二面性をもつものとして、理解すべきではあるまいか。貴族連合という一面からすれば、律令制は、絶対王権に対して敵対する勢力の温床となる可能性を、つねに持つのである。こう考えれば、王申の乱

によつて強大な権力を獲得した天武天皇が、律令制の整備にそれほどの熱意を示さなかつた事情が、理解できるであろう。天武の死後、持統が律令制の完成を急いだのは、貴族勢力の進出を認めても、王権を安定させねばならぬと考へたからであらう。そして天皇の地位を強化するために、律令制の中に皇親勢力を増大していこうとするのが、持統朝以後奈良前期までの天皇一族の政治方針であつたといえないだろうか。だから私は、持統朝以降の皇親政治は、律令制のワタの中で天皇の地位を強化しようとする手段と考へたい。皇親政治を律令制に対立する反動的傾向とみる見かた（二九一、二九二頁）は、北山氏だけではないが、天皇制と律令制とが必ずしも対立するものでない以上、こうしたみかたには同意しがたいのである。反動かどうかは、それぞれの場合について検討すべきであらう。

民衆の問題にうつるならば、七・八世紀の農民の歴史的性格が明確でない点が気になる。この時代だけを問題とするのであれば、本書の実績が示すとおり、農民の性格の段階規定がなくても、歴史の発展をえがくことはできるが、前後の時代への見通しを立て、古代を一体として把握しようとするためには、やはり律令農民の性格（例えば、總体的奴隸か、家父長的古代家族か、農奴の萌芽的形態か）を明らかにしておく必要がある。本書の範囲内でも、これが明らかにになれば、地方豪族（氏のいう第二階級）の歴史的地位がはっきりし、その行動をもつと生き生きとえがくことができたのではないだろうか。

農民生活の基盤となる共同体の分析も、不十分なのではあるまいか。律令制の収奪によつて農民生活が破壊されるという時、農民が

形成する共同体はどのように変形されるのであらう。古い共同体を、できるだけそのまま維持し、あるいは再生産することが支配の継続のために必要であるが、支配権力は結果において、自己によつて立つ共同体を変形させてしまうのではなからうか。その過程、また相互関係の検討は重要な課題であらう。長い研究の歴史を持つ郷戸についても、こうした問題との関連において、もう少しつっこんだ意見をきかしていただきたい。

政治史の研究書である本書に対して、このような注文をだすのは、いわゆる「ないものねだり」であるかもしれないが、この諸点について北山氏の高見を知りたいと思うものは、私一人ではあるまい。この機会に平素の希望を述べさせていただく。

以上、特に主要と思われる点について私見を記した。私もまた個性に執し、著者に対して非礼を冒し、本書の価値を十分に伝えなかつたのではないかと思う。論じ残した点が多く、ことに個々の論文の評価に及びえなかつたことは、私自身としても心残りだが、あわせて寛恕を請うほかはない。最後に、本書はそれら個々の研究成果を超え、歴史学のありかたについて、深い反省と示唆を与えるものであることを書きそえて、拙い紹介を終ることとする。（A5判四九七頁 索引一〇頁 昭和三四年四月 岩波書店発行 定価七五〇円）